

# 奈良県農業次世代人材投資事業（準備型）及び就職氷河期世代の新規就農促進事業に係る研修機関等認定要領

## 第1 趣旨

農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営3543号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）別記1の第5の1の（1）のイの（ア）、新規就農支援緊急対策事業実施要綱（令和2年1月30日付け元経営第2478号農林水産事務次官依命通知。以下「緊急対策実施要綱」という。）別記1の第5の1の（2）のア及び新規就農者確保加速化対策実施要綱（令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知。以下「加速化対策実施要綱」という。）別記1の第5の1の（2）のアに規定される就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等（農業経営者育成教育機関、先進農家又は先進農業法人等）であると県が認めた研修機関等（以下「認定研修機関」という。）並びに研修機関等が実施する研修の認定に係る認定基準及び事務手続き等については、国実施要綱、緊急対策実施要綱、加速化対策実施要綱及び農業次世代人材投資事業（準備型）及び就職氷河期世代の新規就農促進事業における研修機関等の認定基準について（令和2年1月30日付け元経営第2510号農林水産省経営局就農・女性課長通知。以下「国認定基準」という。）に定めるもののほか、本要領によるものとする。

## 第2 認定研修機関

認定研修機関は、次のとおりとする。

- （1） なら食と農の魅力創造国際大学校（ただし、アグリマネジメント学科のみ）。
- （2） 上記に掲げるもののほか、第3の認定基準を満たし、知事が特に必要と認めた研修機関等。

## 第3 認定基準

研修機関等として、次の（1）～（9）について全て満たすものとする。なお、研修機関等が派遣研修を実施する場合は、さらに次の（10）～（12）について全て満たすものとする。

- （1） 国認定基準を満たしていること。
- （2） 研修機関等の事務所（事務局）及び主な研修場所が奈良県内に所在している、又は他府県で認定研修機関として認定されていること。ただし、他府県で認定研修機関として認定されている研修機関等については、奈良県内の市町村と研修生の就農等について連携を図っていること。
- （3） 原則として5年以上の農業経験、又は農業指導経験を有する研修指導者を設置していること。
- （4） 3ヶ月ごとに農業次世代人材投資事業（準備型）交付対象者及び交付を希望する者、緊急対策実施要綱別記1の就職氷河期世代の新規就農促進事業交付対象者及び

交付を希望する者又は加速化対策実施要綱別記1の就職氷河期世代の新規就農促進事業交付対象者及び交付を希望する者（以下「交付対象者等」という。）の研修実施状況について適切な評価を行えること。

- (5) 研修期間中に、自身の研修を受けている交付対象者等と雇用関係（研修時間外のアルバイト等を含む）がないこと。
- (6) 交付対象者等に対し、就農に必要な情報提供を行うこと。
- (7) 県農林振興事務所、市町村等の関係機関と連携し、交付対象者等が研修終了後、独立・自営就農、親元就農、又は雇用就農できるように責任を持って支援できること。
- (8) 国実施要綱、緊急対策実施要綱及び加速化対策実施要綱等に基づき県及び交付対象者等が行う以下の事務等に対する協力が可能であること。

ア 研修状況報告等の提出物に関する指導や研修実施状況の確認

イ 農業次世代人材投資事業（準備型）交付対象者が、研修（継続研修を含む。）終了後1年以内に原則50歳未満又は緊急対策実施要綱別記1の就職氷河期世代の新規就農促進事業交付対象者若しくは加速化対策実施要綱別記1の就職氷河期世代の新規就農促進事業交付対象者が、研修（継続研修を含む。）終了後1年以内に原則49歳以下で独立・自営就農、雇用就農又は親元就農できなかつた場合などに行う農業次世代人材投資資金、緊急対策実施要綱別記1の就職氷河期世代の新規就農促進事業資金又は加速化対策実施要綱別記1の就職氷河期世代の新規就農促進事業資金の返還事務等

- (9) 暴力団員等、又は暴力団もしくは暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと。
- (10) 派遣研修の規定等（派遣研修先の選定基準を含む）が整備されていること（数日程度の単発の派遣や研修は除く）。
- (11) 派遣研修先での研修状況について、チェック体制（第10の1の（5）の項目については必須）及び改善体制が整備されていること。
- (12) 第10の1の（1）以外の事項で認定研修機関の認定を取り消された研修機関等が、第5の有効期間内に研修の実施体制、派遣研修先等研修に関与していないこと。

#### 第4 研修機関等の認定

第2の（2）として、知事の認定を希望するものは、次の手続により申請し、知事が認定するものとする。

- (1) 申請年度の年度末までに開始、又は申請年度に実施中の研修について研修機関等認定申請書（別紙様式第1号）を作成し、別途定める期日までに県食と農の振興部担い手・農地マネジメント課に提出する。なお、第3の1の（2）にある他府県で認定研修機関として認定されている研修機関等については、他府県で認定研修機関として認定されていることがわかる書類及び奈良県内の連携市町村からの推薦書

(別紙様式第2号)もしくは、奈良県内の連携市町村と研修生の就農について連携を図っていることがわかる書類(協定書の写し等)を添付すること。

- (2) 提出を受けた担い手・農地マネジメント課は、必要に応じ、関係者による面談等の実施に努めるとともに、認定にあたり関係市町村への照会や県農林振興事務所の協力を得るものとする。
- (3) 審査は書類審査及び必要に応じて現地調査により行うものとする。
- (4) 知事は、第3の認定基準に基づき研修機関等及び研修機関等が実施する研修の妥当性を審査し、認定することが適当と認められる場合は、認定するとともに、審査結果について申請者に通知するものとする。なお、関係市町村や農林振興事務所に対してもあわせて通知を行うものとする。
- (5) 研修生募集時に研修体制・カリキュラム等を周知するなど、研修実態が明らかと認められる場合は、認定日を3ヶ月以内にさかのぼって認定することができるものとする。

#### 第5 認定の有効期間

認定の有効期間は、第4で認定された日から研修が終了するまでとする。

#### 第6 認定研修機関の公表

知事は、第4で認定した研修機関等について奈良県における新規就農者の確保に向けた取り組みに活用するために、担い手・農地マネジメント課のホームページで原則認定研修機関の概要を公表するものとする。

#### 第7 認定の変更

認定を受けた認定研修機関の重要な変更については、第4の手続きに準じて行い、研修機関等認定変更申請書(別紙様式第3号)を提出しなければならない。なお、重要な変更については、次のとおりとする。

- (1) 定款、規約・設置要領等の変更
- (2) 研修内容の廃止
- (3) 研修カリキュラムの変更(ただし、①研修内容の追加、②月毎の順番の入れ替え、③栽培管理等の生産技術・知識に関する研修の30%以内の研修時間の増減、④栽培管理等の生産技術・知識に関する研修以外の研修時間の増加(減少は変更が必要)等の軽微な変更の場合を除く。)

#### 第8 研修機関等の再認定

認定研修機関は、次の事項については、第4の手続きにより知事による認定を再度受ける必要がある。

- (1) 第4の手続きにより知事による認定を受けていない研修(申請年度の次年度に開始する研修等)。

- (2) 第4の手続きにより知事による認定を受けた研修の研修生が当該年度の農業次世代人材投資事業（準備型）交付対象者とならなかつたため、次年度交付を希望する場合かつ国認定基準等に変更があり、新たに認定基準の確認が必要な場合。

#### 第9 認定研修機関へのチェック体制

知事は、交付対象者等の相談窓口を担い手・農地マネジメント課に設置するとともに、適切な研修が実施されているかを確認するために、次のとおり認定研修機関への定期的なチェックを実施することができる。

- (1) 認定研修機関は、交付対象者等に3ヶ月ごとに研修日誌を4ヶ月が過ぎるまでに県に直接提出をさせること。
- (2) 認定研修機関は、3ヶ月ごとに認定研修機関の交付対象者等への評価を4ヶ月が過ぎるまでに県に提出すること。
- (3) 知事は、交付対象者等から相談があった場合、必要に応じて、市町村、農林振興事務所等と連携し、認定研修機関に立ち入り調査を行うものとする。

#### 第10 認定研修機関の認定の取り消し

知事は、認定研修機関が次の事項に該当したときは、事業の遂行に支障がないことを確認した上で、認定研修機関の認定を取り消すことができる。

- (1) 認定研修機関が知事に研修機関等認定辞退届（別紙様式第4号）を提出したとき。
- (2) 第3の認定基準を満たさなくなったとき。
- (3) 虚偽の申請があったとき。
- (4) 認定研修機関として相応しくない行為があったとき。
- (5) 以下の事例が判明したとき。

長時間の研修、無休での研修、研修内容と研修カリキュラムとの大きな相違、研修圃場状況の管理不十分、指導者の不在などの指導体制不備や指導不足、又は研修生が労働力の提供のみを行う場合など、適切な研修が行われていないと認められるとき。

- (6) 第9の研修日誌及び評価を期限までに提出しないとき。
- (7) 第9にかかる県及び関係機関の調査に協力しないとき。
- (8) その他、知事が必要と認める書類を提出しないとき。

2 なお、前項の（1）以外の事項で認定研修機関の認定を取り消された研修機関等は、認定研修機関として認定申請することはできない。ただし、取り消し前の第5の有効期間の終了後、新たな研修機関等の実施体制（複数の組織により研修体制の整備や新たな組織の追加など）を整備することで認定申請することができる。

#### 第11 個人情報

関係機関が一体となった農業施策に資するため、研修機関等及び研修機関等が実施する派遣研修先は、個人情報の取り扱いについての同意書（別紙様式第5号）を県に提出しな

ければならない。

## 第12 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

### 附 則

- 1 この要領は、令和2年2月4日から施行する。
- 2 就職氷河期世代の新規就農促進事業に係る研修機関等の認定についての第4の1の(5)の遡って認定できる日は、令和2年2月4日までとする。
- 3 農業次世代人材投資事業（準備型）に係る研修機関等の認定については、この要領の施行日以降で国実施要綱の別記1の第5の1の(1)のイの(ア)の改正された日から実施する。
- 4 農業次世代人材投資事業（準備型）に係る研修機関等の認定についての第4の1の(5)の遡って認定できる日は、前項の日までとする。

### 附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

### 附 則

- 1 この要領は、令和3年1月28日から施行する。
- 2 加速化対策実施要綱別記1の就職氷河期世代の新規就農促進事業に係る研修機関等の認定についての第4の1の(5)の遡って認定できる日は、令和3年1月28日までとする。

## 研修機関等認定申請書

番 号  
年 月 日

奈良県知事 殿

住所  
研修機関等名  
代表者

農業次世代人材投資事業（準備型）の研修機関等<sup>\*</sup>の認定を受けたいので、奈良県農業次世代人材投資事業（準備型）及び就職氷河期世代の新規就農促進事業に係る研修機関等認定要領第 4 の 1 の（1）の規定に基づき下記書類を添えて申請します。

※適宜、「加速化対策実施要綱別記 1 の就職氷河期世代の新規就農促進事業」、「農業次世代人材投資事業（準備型）及び加速化対策実施要綱別記 1 の就職氷河期世代の新規就農促進事業」等に変更

### 記

- 1 研修機関等の概要 別添 1
- 2 研修制度の概要 別添 2
- 3 研修カリキュラム 別添 3
- 4 研修中および研修後の就農支援 別添 4
- 5 誓約書 別添 5
- 6 添付書類一覧 別添 6
- 7 研修機関等による認定基準のチェック表 別添 7
- 8 個人情報の取扱いについての同意書（別紙様式第 5 号）

研修機関等や研修等に係る協力について（同意する場合は下記にチェックしてください。）

- 私（法人、組織名）は、国実施要綱、緊急対策実施要綱又は加速化対策実施要綱等に基づき県及び交付対象者等が行う手続き等に対する協力を協力します。
- 私（法人、組織名）は、研修期間中に、自身の研修を受けている研修生と雇用関係（研修時間外のアルバイト等を含む）を結びません。
- 私（法人、組織名）は、公序良俗に反する行為を行いません。

別添1

研修機関等の概要

1 研修機関等の概要

研修機関等名			
代表者名（年齢）	（ 才）		
所在地			
連絡先			
構成員、社員等	役員	人、職員	人、その他（ ）人
主な事業内容及び事業実施地域			
その他 （該当する場合記載）	認定農業者	有	無
	指導農業士	有	無
	税申告書種類		
	簿記記帳の実施	複式簿記	簡易簿記 記帳なし

2 研修指導者の概要

1	氏名(年齢)	( 才)							
	主な経歴								
	指導経験	年	営農年数	年	認定農業者	有	無	指導農業士	有
2	氏名(年齢)	( 才)							
	主な経歴								
	指導経験	年	営農年数	年	認定農業者	有	無	指導農業士	有
3	氏名(年齢)	( 才)							
	主な経歴								
	指導経験	年	営農年数	年	認定農業者	有	無	指導農業士	有
4	氏名(年齢)	( 才)							
	主な経歴								
	指導経験	年	営農年数	年	認定農業者	有	無	指導農業士	有

※認定農業者の有無については、法人の場合は役員（代表者含む）のみが「有」に該当します。

※必要に応じて行を追加してください。

## 別添2

## 研修制度の概要

## 1 研修制度全体

研修機関等名	
研修制度名	
今年度予算	千円
研修制度（事業）の 始期、終期（予定）	

## 2 研修内容

研修の目的	
受入れ人数（年間）	人／年
研修作目	
研修期間※	（ 回目） 年 月～ 年 月（ 年 カ月間）
	（ 回目） 年 月～ 年 月（ 年 カ月間）
研修時間、日数	研修時間 時間／日、 研修日数 日／週
研修手当の有無	有（ 千円／月） ・ 無
研修責任者	所属 職氏名等
研修内容の概要	<p>①栽培管理等の生産技術・知識に関する研修</p> <p>②農業機械・機器・施設の操作方法・整備・安全対策に関する研修</p> <p>③販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等農業経営に関する研修</p>

※申請年度の年度末（3月31日）までに開始、又は申請年度に実施中の研修について記載可能。

3 研修実施体制（研修に関し連携する関係機関・団体の役割について記載する）

関係機関名	役割

※必要に応じて行を追加してください。

4 研修場所（派遣研修先を含めて）

名称	所在地	作目、特色等

※必要に応じて行を追加してください。

5 研修生の健康管理、事故防止体制

健康管理体制	
事故防止体制	

6 研修状況のチェック体制、改善体制（派遣研修を実施する場合記載）

チェック体制	
改善体制	

7 研修制度の実績（過去5カ年）

（人）

	年度	年度	年度	年度	年度
研修開始人数					
研修終了人数					
研修終了後就農した数					
現在営農継続数					

8※ 認定希望年月日

年 月 日

※研修生募集時に研修体制・カリキュラム等を周知（広報）するなど、研修実態が明らかと認められる場合は、認定日は3ヶ月以内で認定要領に定める日まで遡って認定可能。

9 担い手・農地マネジメント課ホームページへの掲載内容

	ホームページへの掲載の可否	内容（可の場合に記載）	不可の場合の理由
研修機関等の名称	必須※		
研修機関等の所在地	必須※		
研修責任者名			
連絡先			
研修作目			
研修場所			
研修期間		年 月 ～ 年 月 ( 年 カ月間)	
研修時間、日数		研修時間 時間／日、 研修日数 日／週	
受入れ人数			

※緊急対策実施要綱別記1の就職氷河期世代の新規就農促進事業の親元研修以外は必須



年 月 日	午 前				午 後				備 考
	区分※	研修内容	時間	指導者	区分	研修内容	時間	指導者	

※①～③を選択してください。(①栽培管理等の生産技術・知識に関する研修、②農業機械・機器・施設の操作方法・整備・安全対策に関する研修、③販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等農業経営に関する研修)

※必要に応じて行を追加してください。

△月研修時間集計	①栽培管理等の生産技術・知識に関する研修	時間
	②農業機械・機器・施設の操作方法・整備・安全対策に関する研修	時間
	③販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等農業経営に関する研修	時間
	△月 総研修時間	時間

※研修期間全体について月単位で作成してください。

□年研修時間集計	①栽培管理等の生産技術・知識に関する研修	時間
	②農業機械・機器・施設の操作方法・整備・安全対策に関する研修	時間
	③販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等農業経営に関する研修	時間
	□年 総研修時間	時間

※1年間の研修時間を記載してください。

総研修時間集計	①栽培管理等の生産技術・知識に関する研修	時間
	②農業機械・機器・施設の操作方法・整備・安全対策に関する研修	時間
	③販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等農業経営に関する研修	時間
	総研修時間合計	時間

※研修期間全体の研修時間を記載してください。

別添 4

研修中および研修後の就農支援

1 就農前の支援

支援項目	支援内容
営農計画の策定	
農地の取得	
施設・機械の整備	
資金の確保	
地域との交流	
その他	

2 就農後の支援

支援項目	支援内容
営農計画の策定	
技術指導	
販路の確保	
施設・機械の整備	
資金の確保	
その他	

## 誓 約 書

私（法人、組織名）は、下記の事項について誓約します。

また、奈良県農業次世代人材投資事業（準備型）及び就職氷河期世代の新規就農促進事業に係る研修機関等認定要領 第10の1の（2）～（8）及び下記の事項について該当することが明らかとなった場合は、県による研修機関等の認定を取り消すことについて異議はありません。

なお、県が必要な場合には、奈良県警察本部等関係機関に照会することについて承諾します。

自己又は自社（組織）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）、派遣研修先等（以下「関係者」という）は、次の各号のいずれかに該当する者ではありません。

- （1）関係者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- （2）暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- （3）関係者が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- （4）関係者が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- （5）関係者が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- （6）研修に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を奈良県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

奈良県知事 殿

年 月 日

住所  
研修機関等名  
代表者（自署）

別添 6

添付書類一覧

No	書 類	チェック
1	研修機関等の登記簿の写し（法人の場合）	
2	研修機関等の定款や規約等の写し	
3	実施要領等又は研修概要がわかるもの（募集要項、委託要項等）	
4	研修事業に係る資産（農地、施設、機械等）一覧	
5	研修機関等が協議会の場合は、協議会の役割（どのような指導・助言を行うことができるか）が明らかにされている図表又は文書（該当する場合）	
6	研修機関等が協議会と連携している場合は、協議会の構成員、構成員の役割（どのような指導・助言を行うことができるか）が明らかにされている図表又は文書（該当する場合）	
7	財務諸表をはじめ、収支の実績及び計画がわかる書類	
8	研修生の健康管理及び事故防止のために実施していることを記載した書類	
9	研修生の研修実施状況について適切な評価を行うことができることがわかる書類（評価者や評価方法）	
10	派遣研修の規定等（派遣研修を実施する場合）	
11	派遣研修先の選定基準（該当する場合）	
12	研修体制・カリキュラム等を周知（広報）したことが分かる資料（別添 2 研修制度の概要 「8 認定希望年月日」を記載した場合）	
13	その他、研修生が就農に必要な技術や知識を習得できる研修機関等であることを確認するために参考となる資料	

## 研修機関等の認定基準のチェック表

認定基準		申請する研修機関等の状況
研修を着実に実施し、交付対象者等が円滑に就農できるよう、関係機関や関係団体等と連携し適切な指導・助言を行うことができること。		<input type="checkbox"/> 左記要件を満たしている <input type="checkbox"/> 左記要件を満たしていない
次世代を担う農業者となることについて強い意欲を有している就農希望者の就農意欲やニーズに応えることができる研修実施体制、研修カリキュラム等が整備されていること。		下記1～10の各項目について確認
研修実施体制	1 定款、規約・設置要領等へ研修について明記していること。	<input type="checkbox"/> 明記している <input type="checkbox"/> 明記していない
	2 研修をマネジメントする機能及びその人材等を有しており、年間・月間スケジュール及び実践的な研修カリキュラムが整備されていること。	<input type="checkbox"/> 研修責任者を有し、左記要件を満たしている <input type="checkbox"/> 研修責任者を有し、左記要件を満たしていない
	3 研修を実施する上で必要な講師や指導者を確保しており、また、必要な施設・機械等を備えていること（派遣研修先を含む）。	<input type="checkbox"/> 研修に必要な講師を確保し、施設・機械等を備えている <input type="checkbox"/> 研修に必要な講師が確保されていない、又は施設・機械等を備えていない
	4 原則として5年以上の農業経験、又は農業指導経験を有する研修指導者を設置していること。	<input type="checkbox"/> 満たしている <input type="checkbox"/> 満たしていない
研修期間	5 概ね1年以上であること。	<input type="checkbox"/> 左記要件で研修を行うことができる <input type="checkbox"/> 左記要件で研修を行うことができない
	6 概ね年1,200時間以上であること。	<input type="checkbox"/> 左記要件で研修を行うことができる <input type="checkbox"/> 左記要件で研修を行うことができない

	7 原則1日8時間を超えないこと。	<input type="checkbox"/> 左記要件で研修を行うことができる <input type="checkbox"/> 左記要件で研修を行うことができない
	8 一定の休憩時間（研修時間が6時間を超えれば45分以上、8時間を超えれば1時間以上の休憩を研修時間の途中で与えること）を確保すること。	<input type="checkbox"/> 左記要件で研修を行うことができる <input type="checkbox"/> 左記要件で研修を行うことができない
	9 一定の休日（毎週1日以上又は4週間を通じて4日以上の日を休ませること）を確保すること。	<input type="checkbox"/> 左記要件で研修を行うことができる <input type="checkbox"/> 左記要件で研修を行うことができない
研修内容	10 就農に必要な技術や知識を習得させる研修内容が以下の通り総合的かつ体系的に設定されていること。 ①栽培管理等の生産技術・知識に関する研修 ②農業機械・機器・施設の操作方法・整備・安全対策に関する研修 ③販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等農業経営に関する研修	<input type="checkbox"/> 研修内容が左記の通り総合的かつ体系的に設定されている <input type="checkbox"/> 研修内容が左記の通り総合的かつ体系的に設定されていない
事務所（事務局）及び主な研修場所が奈良県内に所在していること。		<input type="checkbox"/> 満たしている <input type="checkbox"/> 満たしていない
又は、他府県で認定研修機関等として認定されており、奈良県内の市町村と研修生の就農等について連携を図っていること。		
研修生の健康管理、事故防止に十分配慮できること。		<input type="checkbox"/> 配慮できる <input type="checkbox"/> 配慮できない
3ヶ月ごとに交付対象者等の研修実施状況について適切な評価を行えること。		<input type="checkbox"/> 適切な評価ができる <input type="checkbox"/> 適切な評価ができない
交付対象者等に対し、就農に必要な情報提供を行うこと。		<input type="checkbox"/> 行うことができる <input type="checkbox"/> 行うことができない
研修終了後に、研修生が就農できるよう支援することが可能であること。		<input type="checkbox"/> 支援することができる <input type="checkbox"/> 支援することができない
県農林振興事務所、市町村等の関係機関と連携し、交付対象者等が研修終了後、独立・自営就農、親元就農又は雇用就農できるように責任を持って支援できること。		<input type="checkbox"/> 支援することができる <input type="checkbox"/> 支援することができない

<p>国実施要綱又は緊急対策実施要綱等に基づき県及び交付対象者等が行う手続き等に対する協力が可能であること。特に以下の事務等に対する協力が可能であること。</p> <p>① 研修状況報告等の提出物に関する指導や研修実施状況の確認</p> <p>② 農業次世代人材投資事業（準備型）交付対象者が、研修（継続研修を含む。）終了後1年以内に原則50歳未満又は緊急対策実施要綱別記1の就職氷河期世代の新規就農促進事業交付対象者若しくは加速化対策実施要綱別記1の就職氷河期世代の新規就農促進事業交付対象者が、研修（継続研修を含む。）終了後1年以内に原則49歳以下で独立・自営就農、雇用就農、又は親元就農できなかった場合などに行う農業次世代人材投資資金又は就職氷河期世代の新規就農促進事業資金の返還事務等</p>	<p><input type="checkbox"/> 県等が行う左記の事務に協力する</p> <p><input type="checkbox"/> 県等が行う左記の事務に協力しない</p>
<p>研修期間中に、自身の研修を受けている交付対象者等と雇用関係（研修時間外のアルバイト等を含む）がないこと。</p>	<p><input type="checkbox"/> 雇用関係はない</p> <p><input type="checkbox"/> 雇用関係がある</p>
<p>その他、公序良俗に反する行為を行っていない等、交付対象者等を育成する研修機関等として適切であること。</p>	<p><input type="checkbox"/> 適切である</p> <p><input type="checkbox"/> 適切でない</p>
<p>暴力団員等又は暴力団もしくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。</p>	<p><input type="checkbox"/> 左記に該当しない</p> <p><input type="checkbox"/> 左記に該当する</p>

以下派遣研修を実施する場合のみ記載してください

認定基準	申請する研修機関等の状況
<p>派遣研修の規定等（派遣研修先の選定基準を含む）が整備されていること。（数日程度の単発の派遣や研修は除く）</p>	<p><input type="checkbox"/> 整備されている</p> <p><input type="checkbox"/> 整備されていない</p>
<p>派遣研修先での研修状況について、チェック体制（奈良県農業次世代人材投資事業（準備型）及び就職氷河期世代の新規就農促進事業に係る研修機関等認定要領第10の（5）の項目については必須）及び改善体制が整備されていること。</p>	<p><input type="checkbox"/> 整備されている</p> <p><input type="checkbox"/> 整備されていない</p>
<p>奈良県農業次世代人材投資事業（準備型）及び就職氷河期世代の新規就農促進事業に係る研修機関等認定要領第10の（1）以外の事項で研修機関等の認定を取り消された研修機関等が、第5の有効期間内に研修の実施体制、派遣研修先等研修に関与していないこと。</p>	<p><input type="checkbox"/> 左記に該当しない</p> <p><input type="checkbox"/> 左記に該当する</p>

上記の「研修機関等の認定基準」について研修機関等が確認の上、チェックしてください。

(参考様式)

研修事業に係る資産（農地、施設、機械等）一覧

研修機関等名

---

1 農地等

所在地	面積又は飼養頭数	所有・貸借

※必要に応じて行を追加してください。

2 施設

施設名	所在地	規模・構造等

※必要に応じて行を追加してください。

3 機械等

名称	形式・性能	数量又は台数

※必要に応じて行を追加してください。

## 推薦書

番 号  
年 月 日

奈良県知事 殿

〇〇市町村長 〇〇〇〇

奈良県農業次世代人材投資事業（準備型）及び就職氷河期世代の新規就農促進事業に係る研修機関等認定要領第4の1の（1）の規定に基づき下記の研修機関を推薦します。

### 記

#### 1. 研修機関概要

名 称	
所 在 地	
代 表 者 名	
研 修 作 目 名	
研 修 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
主な研修場所	

#### 2. 市町村の協力

市町村が協力する主な事務	市町村の意思確認
推薦した研修機関等における研修生が〇〇市で就農する際の農地の確保。	<input type="checkbox"/> 推薦した研修機関等と連携して研修生の農地の確保に協力する <input type="checkbox"/> 研修生の農地の確保に協力しない
推薦した研修機関等における研修生が〇〇市で就農する際の人・農地プランの中心経営体への位置づけ等地域との交流支援。	<input type="checkbox"/> 推薦した研修機関等と連携して研修生の地域との交流支援に協力する <input type="checkbox"/> 研修生の地域との交流支援に協力しない

<p>推薦した研修機関等における研修生が〇〇市で就農する際の青年等就農計画の認定に向けた支援。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 推薦した研修機関等と連携して研修生の青年等就農計画の認定に向けて協力する</li> <li><input type="checkbox"/> 研修生の青年等就農計画の認定に向けて協力しない</li> </ul>
<p>推薦した研修機関等における農業次世代人材投資事業（準備型）交付対象者が、研修（継続研修を含む。）終了後1年以内に原則50歳未満又は緊急対策実施要綱別記1の就職氷河期世代の新規就農促進事業交付対象者若しくは加速化対策実施要綱別記1の就職氷河期世代の新規就農促進事業交付対象者が、研修（継続研修を含む。）終了後1年以内に原則49歳以下で独立・自営就農、雇用就農、又は親元就農できなかった場合などに行う農業次世代人材投資資金又は就職氷河期世代の新規就農促進事業資金の返還事務等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 奈良県が行う農業次世代人材投資資金、緊急対策実施要綱別記1の就職氷河期世代の新規就農促進事業資金又は加速化対策実施要綱別記1の就職氷河期世代の新規就農促進事業資金の返還事務等に必要に応じて協力する</li> <li><input type="checkbox"/> 奈良県が行う農業次世代人材投資資金、緊急対策実施要綱別記1の就職氷河期世代の新規就農促進事業資金又は加速化対策実施要綱別記1の就職氷河期世代の新規就農促進事業資金の返還事務等に協力しない</li> </ul>

下線は市町村名を記載

### 3. その他具体的な支援・意見

## 研修機関等認定変更申請書

番 号  
年 月 日

奈良県知事 殿

住所  
研修機関等名  
代表者

農業次世代人材投資事業（準備型）※の研修機関等として認定を受けたいので、奈良県農業次世代人材投資事業（準備型）及び就職氷河期世代の新規就農促進事業に係る研修機関等認定要領第7の規定に基づき変更申請します。

※適宜、「就職氷河期世代の新規就農促進事業」、「農業次世代人材投資事業（準備型）及び就職氷河期世代の新規就農促進事業」に変更

※変更があった関係書類を添付すること

## 研修機関等認定辞退届

番 号  
年 月 日

奈良県知事 殿

住所  
研修機関等名  
代表者

年 月 日付けによる研修機関等の認定について、奈良県農業次世代人材投資事業（準備型）及び就職氷河期世代の新規就農促進事業に係る研修機関等認定要領第10の1の（1）の規定に基づき辞退します。

### 1 辞退の理由

奈良県知事 殿

個人情報の取扱いについての同意書

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意いただける場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をお願いいたします。

奈良県農業次世代人材投資事業及び就職氷河期世代の新規就農促進事業  
に係る個人情報の取扱いについて

奈良県は、研修、農業次世代人材投資資金事業及び就職氷河期世代の新規就農促進事業の実施に際して得た個人情報について、奈良県が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、奈良県は、本事業による研修生の研修状況や就農への支援、就農状況の確認等のフォローアップ活動、交付申請内容の確認、国等への報告等で利用するほか、本事業等の実施のために、提出される申請書類の記載事項を、データベースに登録し、必要最小限度内において関係機関への提供や関係機関での情報共有、又は確認する場合があります。

関係機関	国、全国農業委員会ネットワーク機構、奈良県、関係都道府県、関係市町村、奈良県農業協同組合、公益財団法人なら担い手・農地サポートセンター、株式会社日本政策金融公庫、都道府県農業会議、農業共済組合
------	--

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します

年 月 日

(法人・組織名)

氏名（自署）

奈良県知事 殿

個人情報の取扱いについての同意書

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意いただける場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をお願いいたします。

奈良県農業次世代人材投資事業及び就職氷河期世代の新規就農促進事業  
に係る個人情報の取扱いについて

奈良県は、研修、農業次世代人材投資資金事業及び就職氷河期世代の新規就農促進事業の実施に際して得た個人情報について、奈良県が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、奈良県は、本事業による研修生の研修状況や就農への支援、就農状況の確認等のフォローアップ活動、交付申請内容の確認、国等への報告等で利用するほか、本事業等の実施のために、提出される申請書類の記載事項を、データベースに登録し、必要最小限度内において関係機関への提供や関係機関での情報共有、又は確認する場合があります。

関係機関

国、全国農業委員会ネットワーク機構、奈良県、関係都道府県、関係市町村、奈良県農業協同組合、公益財団法人なら担い手・農地サポートセンター、株式会社日本政策金融公庫、都道府県農業会議、農業共済組合

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します

年 月 日

(法人・組織名)

氏名 (自署)